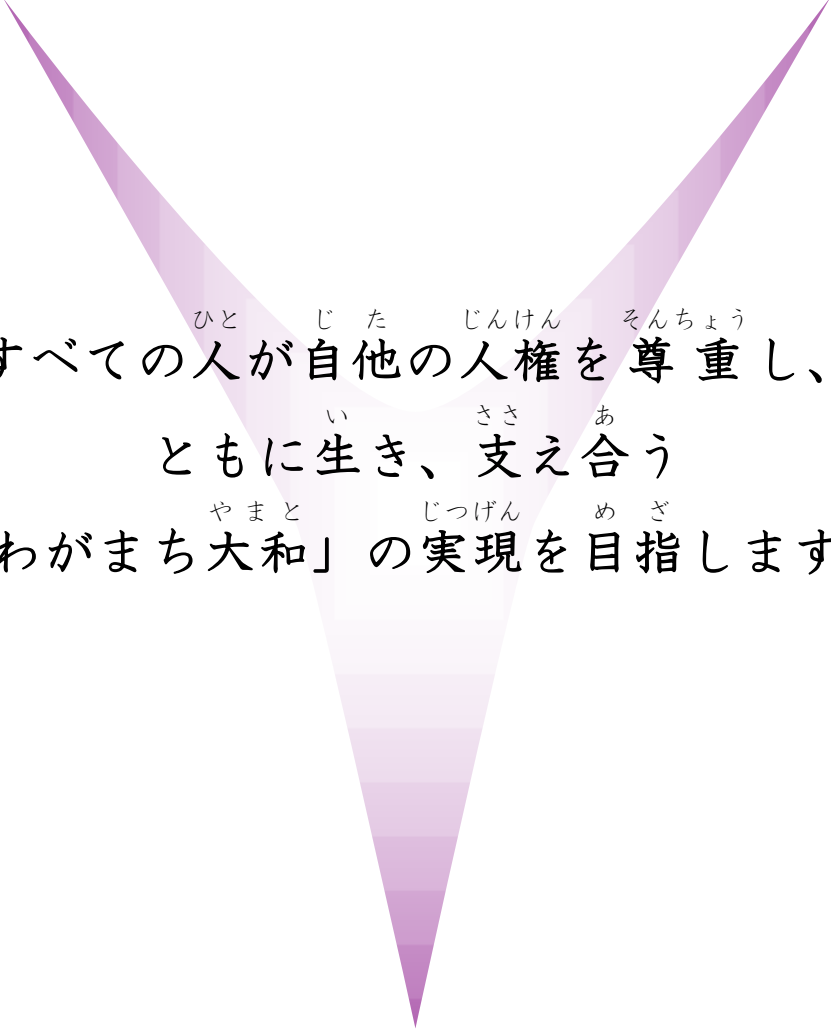


改定版

やまとしじんけんししん
大和市人権指針



すべての人が自他の人権を尊重し、
ともに生き、支え合う
「わがまち大和」の実現を目指します。

大和市

大和市人権指針（改定版）の策定にあたって

あらゆる差別がなくすべての人が、互いの人権を尊重し合っている社会の実現を目指して

本市は、平成14年に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」を受けて、平成18年3月に、「大和市人権指針」を策定し、これまでさまざまな人権啓発、人権教育及び人権施策を実施してまいりました。

しかしながら、急速に進展している少子化、超高齢社会の到来、経済の停滞及びグローバル化、情報化、定住する外国人市民の増加といった社会情勢の大きな変化や、貧困や性的マイノリティなどといった新たな人権課題の表出により、これまでの指針における課題認識では対応できなくなったことから、現行の指針の大枠を引き継ぎながら、このたび見直しを行うものです。

本市は、大和市第8次総合計画において、基本目標のひとつである「市民の活力があふれるまち」を目指し、「あらゆる差別がなくすべての人が、互いの人権を尊重し合っている」社会の実現を目指しています。このような中、「大和市人権指針（改定版）」が、課題を解決するために取り組む方向を示す道しるべとなることを願います。

この指針に基づき、人権施策を推進していくため、市民、事業主の皆様とともに力を合わせて、個々の施策を相互に連携して総合的、横断的に取り組んでまいります。「すべての人が自他の人権を尊重し、ともに生き、支え合う『わがまち大和』の実現のため、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、この指針の改定にあたりまして、ご尽力をいただいた「大和市人権指針改定検討委員会」の委員各位、また貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様にご心よりお礼申し上げます。

平成28年7月

大和市長 **大木 哲**



じんけん 人権とは・・・

すべての人が、生まれながらに持つ

「人間らしく生きる権利」で、

「おもいやりの心」によって守られるものです。

子どもたちには、「いのちを大切にすること」、

「みんなと仲良くすること」と伝えています。



目 次

I	大和市人権指針の改定にあたって	2
II	基本理念	4
III	個別の人権課題	6
1	子どもの人権課題	7
2	高齢の方の人権課題	11
3	障がいのある方の人権課題	15
4	外国につながる方の人権課題	20
5	男女共同参画にかかる人権課題	24
6	同和問題	29
7	貧困等にかかる人権課題	30
8	保健・医療にかかる人権課題	31
9	情報にかかる人権課題	33
10	性的マイノリティの人権課題	34
11	自殺をめぐる人権課題	35
12	さまざまな人権課題	36
	・犯罪にかかる人権課題	36
	・災害発生時の人権課題	37
	・拉致問題	39
	・ヘイトスピーチ	39
IV	すべての人の人権を保障するために	40
	資料	
1	大和市人権指針改定検討委員会設置要綱	42
2	大和市人権指針改定検討委員会委員名簿	44
3	大和市人権指針改定検討委員会開催経過	45
4	大和市人権指針施策推進会議設置要領	46

I やまとしじんけんししん かいてい 大和市人権指針の改定にあたって

指針改定の背景 なぜ じんけんししん をみなおしたのか

「世界人権宣言」が1948年（昭和23年）12月10日の国連総会において採択されて以降、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」をはじめいくつもの国際人権規約が採択されるなど、世界中の人々が幸福で平和に暮らせる社会の実現をめざした取組みが行われてきました。また、日本においても基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法が1947年（昭和22年）5月3日に施行され、人権尊重の思想は広く国民に浸透しています。

しかし、現実には、暴力、いじめ、差別等さまざまな人権問題が日常的に起きています。また、社会情勢の変化に伴い、新たな人権課題も生じています。

大和市では2006年（平成18年）3月に「大和市人権指針」を策定し、これまでさまざまな人権啓発、人権教育及び人権施策を行ってきました。

このたび、さらに一人ひとりの人権を尊重したまちづくりを推進していくため、現状の人権課題を整理し、長期的な展望の中で、今後の取組みの方向性を明らかにするために「大和市人権指針」を改定しました。

改定の趣旨 じんけんししん の どこが かわったのか

今回の改定では、急速に進展している少子化、超高齢社会^{*1}の到来、経済の停滞及びグローバル化、情報化、定住する外国人市民の増加といった社会の変化や、新たな人権課題に対応するため、策定から10年を経過する「大和市人権指針」を見直し、個別の人権課題を追加し、すでにある個別課題も見直しました。

<追加した人権課題>

○貧困等にかかる人権課題

ホームレスに限らない、見えにくい貧困についても考えました。

○性的マイノリティの人権課題

性同一性障害のみならず、性別において偏見や差別に苦しんでいる人々について考えました。

○自殺をめぐる人権課題

○さまざまな人権課題

- ・ 犯罪にかかる人権課題
- ・ 災害発生時の人権課題
- ・ 拉致問題
- ・ ヘイトスピーチ

指針の位置づけ めざす すがた

第8次総合計画に掲げられた基本目標の一つである「市民の活力があふれるまち」を目指すための指針となるものです。この指針に基づいた施策の推進にあたっては、総合計画及び関連する各分野の個別計画により具現化していくものとします。

基本目標7「市民の活力があふれるまち」

個別目標7-1「互いに認め合う社会をつくる」

市民一人ひとりが自分らしく生きていくためには、年齢や性別、国籍などに関わらず、教育や就業の機会が等しく与えられるとともに、お互いを思いやり認め合う気持ちをもつことが最も大切です。

また、男女が性別にとらわれず、社会のあらゆる分野に参画できる環境づくりを進めることや、言葉や国籍の異なる人々が、地域に暮らす一員として、互いの文化や生活習慣を認め、協力し合う関係を築いていくことの必要性が一層高まっています。

大和市は、あらゆる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重されているとともに、男女共同参画や多文化共生^{※2}が実感できる社会をつくっていきます。

めざす成果

「あらゆる差別がなくすべての人が互いの人権を尊重し合っている」

(第8次大和市総合計画より抜粋)

※1 超高齢社会

65歳以上の人口が総人口に占める割合を高齢化率といい、高齢化率が7%以上を「高齢化社会」、14%以上を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」といいます。大和市は2012(平成24)年11月に「超高齢社会」に突入しました。

※2 多文化共生

国籍、民族、性別、年齢が異なる様々な文化や個性を持った人々が、互いの違いを認め、共に存在し、自分が自分らしく生きる社会としていこうという考え方です。

Ⅱ きほんりねん 基本理念

基本理念 いちばん つたえたい こと

ひと じ た じんけん そんちょう
すべての人が自他の人権を尊重し、

い さき
ともに生き、支えあう

やまと じっげん め ぎ
『わがまち大和』の実現を目指します。

1 すべての人の人権が保障される地域社会の実現を目指します

○「すべての人の人権が保障される地域社会」とは…

人は、一人ひとりが平等であり、かけがえのない存在です。

大和市に「住む人」「働く人」「学ぶ人」「活動する人」「営む人」など、大和市に集うすべての人が、国籍、民族、性別、年齢などの違いがあっても、それぞれの人の人権が保障される地域社会の実現を目指します。

2 すべての人にとって、「自らの権利を知り主張する」ことと、「他者の権利を知り尊重する」ことが両立した地域社会の実現を目指します

○「自他の人権を尊重することが両立した地域社会」とは…

すべての人は、一人ひとり、多様な価値観をもち、豊かな個性をもったかけがえのない存在です。そして、誰もが、それぞれの価値観が尊重され、個性を発揮できることを求め、「自分を大切にしてほしい、尊重してほしい」と考えています。すべての人が、自らを大切にし、自分らしく生きることと同様に、他者の人権を大切に思う心を持ち行動ができる地域社会の実現を目指します。

3 すべての人がともに生きる存在として尊重される地域社会の実現を目指します

○「すべての人がともに生きる存在として尊重される地域社会」とは…

大和市には、様々な人々が生活していますが、そのすべての人の人権が等しく守られているとはいえません。子ども、高齢の方、障がいのある方、外国につながる方など、置かれている立場によって、本来、誰もが持つはずの人権が守られていないこともあります。ある一部の人の権利を軽視し、排除する社会は、強い者だけが尊重される「弱くもろい社会」です。「強くしなやかな社会」は、様々な人々が、ともに生きる存在として尊重し合うことで実現します。

4 大和市に集うすべての人が、互いに支えあう地域社会の実現を目指します

○「大和市に集うすべての人が、互いに支えあう地域社会」とは…

今日の地域社会は、経済のグローバル化、少子化、超高齢社会の到来等の様々な社会状況の変化により、人と人とのつながりを保つことが困難になりつつあります。

また、東日本大震災からの復興に際しては、地域社会における絆の再生が叫ばれました。

このような課題を解決するために、市民、企業、NPO等と行政が連携・協力して、大和市に集うすべての人が、互いに支えあう地域社会の実現を目指します。

5 すべての人の自治による「わがまち大和」の実現を目指します

○「すべての人の自治による『わがまち大和』の実現」とは…

大和市という名称には、「大きく和する」という願いが込められています。「大きく和する」とは、一人ひとりの人権が保障された地域社会の姿を意味しています。すべての人は、一人ひとりの人権が守られ、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を求めています。地域社会の主役は、一人ひとりです。すべての人の人権が保障されるまちづくりの原動力は、一人ひとりの主体的な活動にほかなりません。

すべての人による自治は、人権が保障され、安全で安心して暮らせる「わがまち大和」をつくりあげるための前提となります。

Ⅲ こべつ じんけんかだい 個別の人権課題

個別の人権課題 さまざまな かだいが あります

人権は、国籍、民族、性別、年齢などの違いがあっても、すべての人に保障されるものです。しかし、日々の生活の中で不利益を受けやすい人々も存在しています。

ここでは、子ども、高齢の方、障がいのある方、外国につながる方、男女共同参画、同和問題等の人権課題を個別に取りあげます。

それぞれの人権課題について、課題を整理し、主な取組みの方向を示しました。

- 1 子どもの人権課題
- 2 高齢の方の人権課題
- 3 障がいのある方の人権課題
- 4 外国につながる方の人権課題
- 5 男女共同参画にかかる人権課題
- 6 同和問題
- 7 貧困等にかかる人権課題
- 8 保健・医療にかかる人権課題
- 9 情報にかかる人権課題
- 10 性的マイノリティの人権課題
- 11 自殺をめぐる人権課題
- 12 さまざまな人権課題
 - 犯罪にかかる人権課題
 - 災害発生時の人権課題
 - 拉致問題
 - ヘイトスピーチ

こ じんけんかだい 1 子どもの人権課題

次世代を担う子どもたちが豊かなところで個性を伸ばし、幸せな生活を送ることが私たちの共通の願いです。しかし、現実には、子どもへの虐待やいじめ等が深刻な社会問題になっています。また、ひきこもり等に対する理解不足も問題となっています。

大和市では、「大和市子ども・子育て支援事業計画」（やまと子育て応援プラン）を策定して、地域の方々、団体、企業、行政が一丸となって、安心して子育てができるまちづくりを行っています。

また、2013（平成25）年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、本市はいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「大和市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の推進に取り組んでいます。

これからも、すべての子どもが一人の人間として尊重され、その権利が保障される地域社会づくりを推進します。

（1）子どもの権利擁護の推進

子どもはおとなに従属する存在ではなく、人として自由に生きる権利をもっています。しかし一方で、子どもは成長の過程にある存在でもあります。こうした子どもの特性を踏まえ、子どもの最善の利益を保障することはおとなの責任です。

子どもたちが人との関わりを豊かに育みながら、家庭、学校、地域社会で自分の居場所を自ら見つけることができる必要があります。また、子ども自らが安心して相談できる場が必要です。

【主な取組みの方向】

子どもの人権を尊重し、子どもの社会参画を推進するとともに、子どもの成長を見守る地域社会づくりや子どもの居場所を提供します。また、子どもが様々な悩みを安心して相談できる環境の整備を推進します。

（2）人権教育の推進

自他の権利を尊重する社会を実現するためには、家庭、幼稚園・保育所、学校、地域等での人権教育が欠かせません。そこでは「子どもの権利条約」などに示される子どもの権利を伝えるとともに、権利には義務や責任が伴うことも教えます。

【主な取組みの方向】

家庭、幼稚園・保育所、学校、地域等で、子ども一人ひとりがお互いの個性を尊重し合う人権教育を推進していきます。

(3) 子育て支援の推進

子育てをする親の中には、子育てに関するさまざまな負担（経済的、身体的、心理的、仕事との両立等）を感じている人が多く、保育サービスを必要とする子どもが増えています。

また、障がいのある子どもやその親、ひとり親家庭などへの福祉サービスのさらなる充実が求められています。子育ての第一義的責任は親にありますが、一方で、地域住民、企業、行政等が一体となって、地域全体で子育てを支える仕組みが必要であり、NPOや民間事業者等との協働での子育て支援が重要です。

【主な取り組みの方向】

保育サービスの整備を図るとともに、支援を必要とする子ども・家庭への福祉サービスの充実を目指します。また、保育サービス、子育て支援センター等の各種の子育て支援策の周知と拡充に努め、地域と連携を図り、NPO、民間事業者等と協働で子育てを支援します。

(4) 子どもに対する虐待防止

都市化・核家族化の進行により、子育ての情報や手助けを、家族や地域から受ける機会が減少し、孤独感や育児不安を抱える親が少なくありません。このような中、子どもに対する虐待が深刻な社会問題となっています。児童虐待は、しつけとの線引きが困難であること、家庭内で起こることが多く潜在化しやすいこと等、その発見と対応の難しさも挙げられています。児童虐待はどの家庭でも起こる可能性があることから、地域の中で子育て世帯を支えあい、孤立した育児を防ぐことも重要です。（児童虐待等を発見した場合、市または児童相談所への通告が児童福祉法等によって義務付けられています。）

【主な取り組みの方向】

児童虐待防止の積極的な取り組みや、虐待をしてしまった親へのケアを行うとともに、啓発等により、児童虐待のない地域づくりを目指します。

(5) いじめ、ひきこもり、不登校への対応

子どものいじめ、ひきこもり、不登校等が大きな課題となっています。いじめは深刻な人権侵害であり、ひきこもりや不登校に対する社会の理解は必ずしも十分ではなく、そのことが子どもたちをより追い詰める可能性も否定できません。いじめ、ひきこもり、不登校への十分な対応が必要です。

【主な取り組みの方向】

いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決のために、学校・家庭・地域社会との連携を図ります。また、ひきこもりや不登校の問題を社会全体で受けとめ、相談・支援体制を充実します。

(6) 子どもの安全を守る取組みの推進

風俗店の看板や有害図書、インターネットのアダルトサイト、テレビの暴力シーン等、子どもに悪影響を及ぼす情報が街中にあふれています。表現の自由に配慮しつつ、子どもの健全育成に相応しい、情報の管理・規制等が求められています。また、喫煙・飲酒、薬物の乱用や暴力などの子どもの非行・犯罪を防止し、児童買春や児童ポルノ、痴漢などの性犯罪や連れ去り事件から子どもを守らなければいけません。

【主な取組みの方向】

子どもの安全を守るため、社会環境浄化活動の一層の推進を図り、子どもへの情報モラル^{※3}教育を実施します。また、子どもの非行・犯罪の予防策の充実を図り、非行・犯罪等の過ちを犯した子どもに対して、罰則強化だけでなく、子どもの更生を支援する体制の整備に努め、犯罪等の被害にあった子どものケアや子どもを性犯罪被害から守る取組み、子どもに対する性教育等をさらに充実します。

(7) 外国につながる子どもの権利の保障

本市には外国につながる^{※4}子どもが多くいます。多様な人々がお互いに尊重して生活をするための環境整備が求められています。外国につながる子どもが自己を確立するために、ルーツの国の言語や文化を学ぶ機会も必要で、それを受け入れる体制が必要です。

【主な取組みの方向】

教育、就労、医療、福祉等で、外国につながる子どもへの配慮を行います。また、教育においては、外国につながる子どもの母語・母国の文化等を大切にしながら、日本語や日本文化等を学べるような環境を整備します。

(8) 障がいのある子どもの権利の保障

障がいの有無に関わらず、良好な育成環境が提供されることが重要です。しかし、障がいのある子どもは、様々な支援が必要です。また、学習障がい（LD）などの発達に不安のある子どもや、配慮の必要な子どもへの一人ひとりに応じた支援も課題となっています。さらに、障がいのある子どもを持つ家族への支援も求められています。

【主な取組みの方向】

福祉、医療、教育など様々な側面から支援し、障がいのある子どもやその家族への支援をします。子ども一人ひとりの個性を尊重し、個に応じた教育を推進していきます。

(9) 子どもの貧困対策

子どもたちの未来や可能性は子ども自身の責任によるものではないことから、生まれ育った環境等によって損なわれてしまうようなことは、決してあってはなりません。すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策に総合的に取り組むことが求められています。

【主な取り組みの方向】

子どもの貧困対策に関する支援の拡充、庁内体制の強化を行います。

【子どもの人権課題】 とくに たいせつなこと

- ・ 子どもにおとなの考えを押し付けることなく、
おとなは子どもが主体的に生きるよう支援し社会参画を促すこと。
- ・ 子どもの個性を尊重し、
子どもたちが互いに互いを尊重できるように育てること。
- ・ 子どもにたくさんの選択肢や自由を与えること。
そして、そこには責任があることを教えること。
- ・ 子どもの心に思いやりの気持ちを育てること。

※3 情報モラル

情報社会を歩んでいくためには、インターネット上の書き込み等による誹謗中傷、個人情報流出などの危険を回避しなければなりません。これらの危険から自分を守る知識、正しい判断力、望ましい態度も身につけることを「情報モラル」を身に付けるとしています。

※4 外国につながる方

外国人の定住化によって、外国から来日する人だけでなく、日本生まれの外国人や国際結婚の親の子どもなど、多様な言語や文化の中で育つ人や、国籍は日本でも、帰化した人たち、二重国籍の人などを総称してこのように言います。

こうれい かた じんけんかだい
2 高齢の方の人権課題

超高齢社会の到来により、一人暮らしの方や介護を必要とする方が増加しており、地域での見守りや支えあい、介護サービスの拡充と質の向上が求められています。

このような実情を踏まえ、大和市では、3年ごとに「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、健康でいきいきと活躍している高齢の方や、身体機能が低下して、誰かの支援や介護を必要とする高齢の方が、安心して住み慣れた地域で暮らせるような社会づくりを推進しています。

今後も、計画の基本理念である「一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち」を目指します。

(1) 高齢の方の権利擁護の推進

近い将来人生90年時代を迎えるであろうといわれている中、誰もが生涯現役として、自ら選択し自分らしい生活を送り、活躍できる社会が求められています。また、豊富な知識と経験を有し、地域社会の発展に寄与してきた高齢の方と、他の世代との交流が図られる地域づくりが求められています。

【主な取組みの方向】

年齢だけでその人の可能性を狭めるような、年齢による差別をなくし、年齢に関わらず社会のあらゆる場での活躍を支援する地域づくりを推進します。

地域に生活する人々の世代を超えた交流を促進し、気軽に声を掛け合うことのできる地域社会の構築を推進します。

(2) 高齢の方の雇用・就労

長年の経験による知識や専門技術をもち、就労意欲もある高齢の方が増えていくにも関わらず、高齢の方の雇用・就労は厳しい状況にあります。雇用における年齢制限の撤廃、定年後の再雇用・定年の延長などにより、高齢の方の雇用の場の確保が求められています。

【主な取組みの方向】

ハローワーク、商工会議所、企業等が、積極的に雇用の促進に努めるよう働きかけます。また、シルバー人材センターに登録する方や、地域でのボランティア活動、NPO活動等に参加する方を支援します。

(3) 在宅介護者への支援

介護をしている家族が、介護についての知識や技術を学んだり、同じような立場の介護者と交流したりする機会を設けることも必要です。

相談しやすい体制の充実と介護保険制度を始めとする様々な支援制度の周知を行う必要があります。

【主な取組みの方向】

介護者の心身の負担を軽減するため、介護者教室や介護者交流会、認知症カフェなどを開催します。

様々な機会を捉えて支援制度の周知を行うとともに、市民が相談しやすい環境づくりとして、相談体制の充実を図ります。

(4) 介護サービスの充実

加齢に伴って身体能力が低下し、誰かの支援や介護が必要となっても、高齢の方一人ひとりが尊厳を保持しながら、その方の有する能力に応じて自立した日常生活を営むためには、介護保険制度を正しく理解して利用するとともに、一人ひとりの状況に応じた介護サービスを提供することが必要です。

【主な取組みの方向】

介護が必要になったときに、速やかに介護サービスが利用できるよう、介護保険制度の普及に努めるとともに、今後、需要の増加が見込まれることから、介護サービスの拡充を図ります。

一人ひとりが安心して利用できるよう、介護サービスの質の向上に努めます。

(5) 認知症の人が安心して生活できる地域づくり

認知症の高齢の方が増えており、認知症の人やその家族が安心して暮らせるまちづくりが求められています。そのためには、認知症に対する正しい理解の普及、地域での見守り等による早期発見や、専門医らによる認知症初期集中支援チームによる早期対応等が必要です。

【主な取組みの方向】

認知症に対する正しい理解の普及を図り、地域での見守りの体制整備などを推進します。

認知症専門医と医療・介護の専門職のチームの設置、認知症の人とその家族への支援を行います。

(6) 高齢の方に対する虐待防止

介護者による「高齢者虐待」、取り分け認知症の高齢の方に対する虐待が増えています。「高齢者虐待」は、高齢の方の尊厳を侵す重大な人権侵害行為です。

【主な取組みの方向】

高齢の方の医療や介護に携わる関係者と地域が連携し、虐待防止ネットワークの構築を推進するとともに、虐待に気づいた場合にすぐに相談できる窓口の周知を図ります。また、虐待が発生した場合は、虐待を受けた高齢の方の保護を行うとともに、虐待をしてしまった介護者をケアします。

(7) 高齢の方の暮らしやすいまちづくり・住まいへの支援

高齢の方は、高齢を理由としてアパートの入居を拒まれることがあります。また、高齢の方が住み慣れた自宅で生活するためには、手すりの取付けや、車椅子で生活ができる住まいのバリアフリー化が必要です。

【主な取組みの方向】

バリアフリー化のための住宅改修の支援、高齢を理由として入居を拒まれない賃貸住宅の確保、サービス付き高齢者向け住宅の情報提供や高齢の方が入居できる賃貸住宅や不動産協力店の紹介を行います。

高齢の方の社会参加を支援するために、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

(8) 高齢の方の消費者被害の防止

悪徳商法や詐欺などの消費者被害の防止策が課題となっています。不安をあおったり、親切にして信用させたり、高齢の方の大切な財産が狙われています。

【主な取組みの方向】

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業(あんしんセンター)などの積極的活用を促進し、消費者保護のために関係機関と連携して相談・対応に努めます。

(9) 外国につながる高齢の方の権利の保障

超高齢社会の到来に伴い、外国につながる方の高齢化も進んでいます。外国につながる高齢の方は、言葉が不自由であることで福祉などの情報が届きにくくなったり、就労が困難になったり、言葉や文化の壁に加え、高齢による不自由さも重なります。外国につながる高齢の方が安心して暮らせるよう、地域でのつながりを深め、必要な情報を伝える取組みが必要です。

【主な取組みの方向】

外国につながる高齢の方へ向けた情報について、多言語ややさしい日本語での情報提供に努めます。また、外国につながる高齢の方の困りごとについての相談・対応に努めます。

【高齢の方の人権課題】 とくに たいせつなこと

だれ しょうがいげんえき
・誰もが生涯現役として、

みづか せんたく じぶん せいかつ おく かつやく しゃかい
自ら選択し自分らしい生活を送り、活躍できる社会にすること。

こうれい かた りかい にんちしょう
・高齢の方への理解を深め、認知症になっても住み慣れた地域で、

あんしん ちいき
安心して住み続けることができる地域づくりをすること。

しょう かた じんけんかだい 3 障 がいのある方の人権課題

大和市では、「大和市障がい者福祉計画」を策定して、個別化・多様化している障がい者のニーズに的確に応え、地域で安心して生活できるように、様々な障がい福祉施策を推進しています。

また、2016（平成28）年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障がいによる差別や偏見をなくし、すべての人がともに生きる意識づくりや社会環境の整備を推進しています。

（1）障がいのある方の権利擁護の推進

障がいのある方の中には、自己の権利に対する主張、自己決定などが難しい人もおり、社会での活動を制約されることがあります。障がいのある方への取組みにおいては、当事者の視点を重視することが大切です。障がいのある方一人ひとりが尊厳をもって、家庭や地域の中で、地域との交流を図りながら、その人らしく安心して生活ができるように支援していくことが求められています。

【主な取組みの方向】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づいた市職員対応規程の策定をはじめ市民への普及啓発に努め、障がいのある方への差別や偏見をなくし、互いの人権を尊重しあう地域社会の実現を目指します。障がいのある当事者の視点を重視し、障がいがあっても安心して生活ができるよう努め、地域が障がい者団体の活動を支援する等、障がいのある方と地域との関わり合いを深める取組みを推進します。

また、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度、福祉サービス苦情解決制度、第三者評価等を普及させ、福祉オンブズマンの導入に努めます。

（2）障がいについての理解の普及

障がいがある人もない人も、お互いの生き方や人権を尊重し、差別や偏見のない地域社会をつくって行くことが大切です。

【主な取組みの方向】

障がいのある方への理解を深めるために、あらゆる機会や手段を利用し、すべての人に情報提供と障がいのある方との交流の場の提供を行い、障がいの特性等を正しく理解し、支援がしやすくなるよう取組みます。

(3) 教育の場での理解の推進

障がいに関する医学等の進歩により、障がいの概念が多様化・拡大化しています。自閉症スペクトラム(高機能自閉症やアスペルガー症候群、学習障がい(LD)、注意欠如多動性障がい(ADHD)等)をはじめ、高次脳機能障がい等、国の法律等の規定にとらわれることなく、率先してサービスを提供することが求められています。

ともに生きる意識の向上を図るためには、幼児期や学校教育期の中で、ともに学び、ともに過ごす場や機会を広げていく必要があります。

【主な取組みの方向】

障がいは特別なものではなく、人間の個性の一つであるという教育を行います。また、インクルーシブ教育^{※5}の理念のもと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援や専門教育の実施とともに、小中学校の通常学級との交流を図り、発達障がい等への対応を図るよう努めます。

(4) 医療・福祉サービスの充実

障がいのある方が受診しやすい医療機関の確保や専門的に診察できる医師の配置が望まれ、医療従事者へのさまざまな障がいへの理解も求められています。

また、障がいの重度化、重複化、障がいのある方及びその介護者の高齢化等が進む中、障がい福祉サービスにおいては、さらにその拡充が求められています。障がい重度であっても、地域で生活できるように支える取組みが必要とされています。

【主な取組みの方向】

医療と福祉の連携をさらに強化することにより、障がいのある方が利用しやすい医療機関の拡大を目指します。必要なサービス量の確保やサービスの質の向上、グループホーム等への支援と在宅福祉サービスの充実など、地域生活を送るために利用しやすい障がい福祉サービス等の充実を図ります。

(5) 障がいのある方の家族への支援の充実

障がいのある方へのサポートはもちろんのこと、障がいのある方を支える家族への支援が求められています。障がいのある方も高齢化とともに、障がいのある方を支える家族等の高齢化への対応や、親なき後のサポート体制も必要です。障がいのある方やその家族、地域住民などが、障がい児者の各種サービス（保健・福祉、医療、教育、就労、年金・手当、移動、居住環境整備等）について総合的に相談できる窓口を設置することが求められています。

【主な取組みの方向】

障がいのある方を支える家族等への支援の充実を図ります。

総合的に相談できる窓口として、市内4箇所に「なんでも・そうだん・やまと」を設置し、気軽に相談できる体制を整え、対応します。

(6) 障がいのある方に対する虐待防止

障がいのある方に対する入所施設内での身体的虐待や性的虐待、金銭の搾取、就労先での賃金未払い等の重大な事件が社会問題になっており、障がいのある方の尊厳を侵す重大な人権侵害行為です。また、虐待予防のため、不安を抱えている障がいのある方の家族へのサポートが求められています。

【主な取組みの方向】

障がいのある方に対する虐待防止のための普及啓発や相談体制の充実、関係機関の組織化などを図ります。

障がいのある方に対する虐待が発生した場合には、ケースワーカーや虐待防止センター職員などによる個別の対応により必要な措置を講じます。

(7) 障がいのある方の経済的自立支援・就労支援

障がいのある方の経済的自立を促進するために、一般企業等への障がい者雇用を一層進めることが必要です。障がいのある方は一般企業等で就労が困難な状況にあり、福祉的就労の場においての賃金を引き上げることによる収入の確保や、様々な就労の支援が必要です。

【主な取組みの方向】

障がいのある方の就労施策の充実を図り経済的な自立を促進します。また、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するため就労施設等からの物品等の優先調達に努めていきます。

障がいのある方の職業訓練の拡充、企業への障がい者雇用の拡大に向けた働きかけを行います。また、就職後のフォローアップ等の継続的支援を図ります。

(8) 障がいのある方の暮らしやすいまちづくり・住まいへの支援

障がいのある方の移動や生活しやすさを配慮したバリアフリーはもちろんのこと、すべての人の使いやすさに配慮したユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。

また、障がいのある方の自立支援のためには様々な住まいへの支援が必要です。

【主な取組みの方向】

ハード面の整備とともに、移動等の際に妨げとなる違法駐輪の防止等の啓発を行います。また、障がい者が借りやすい賃貸住宅の情報提供、公営住宅の充実(バリアフリー化、入居要件の緩和等)、持ち家や賃貸住宅を問わずあらゆる住宅のバリアフリーへのサポート、グループホームの充実を目指します。

(9) 障がいのある子どもの権利の保障【再掲】

障がいの有無に関わらず、良好な育成環境が提供されることが重要です。しかし、障がいのある子どもは、様々な支援が必要です。また、学習障がい(LD)などの発達に不安のある子どもや、配慮の必要な子どもへの一人ひとりに応じた支援も課題となっています。さらに、障がいのある子どもを持つ家族への支援も求められています。

【主な取組みの方向】

福祉、医療、教育など様々な側面から支援し、障がいのある子どもやその家族への支援をします。子ども一人ひとりの個性を尊重し、個に応じた教育を推進していきます。

【^{しょう}障がいのある^{かた}の方^{じんけんかだい}の人権課題】 とくに たいせつなこと

- ・^{しょう}障がいによる^{さべつ}差別や^{へんけん}偏見をなくし、
すべての^{ひと}の人が^いともに^{いしき}生きる^{しやかい}意識づくりや^{しやかい}社会づくりをすること。
- ・すべての^{ひと}の人に^{しょう}障がいについての^{ただ}正しい^{ちしき}知識と^{こうりゆう}交流の^ば場を^{ていきよう}提供し、
^{しょう}障がいのある^{かた}方への^{りかい}理解を^{ふか}深めること。
- ・^{しょう}障がいのある^{かた}方を^{ささ}支える^{かぞく}家族への^{しえん}支援も^{すす}進めること。
- ・^{しょう}障がいのある^{かた}方が、
^{しゆたいてき}主体的に^{しやかいさんかく}社会参画できるように^{しえん}支援を^{すす}進めること。

※5 インクルーシブ教育

障がいのあるなしにかかわらず、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び共に育つために、子ども一人ひとりのニーズにあった適切な教育的支援を、通常の学級等において行う教育のことをいいます。

4 外国につながる方の人権課題

大和市には、多くの外国につながる方が生活しており、76の国と地域につながる、5,980人（平成28年6月1日現在）の外国人市民が在住しています。

本市には、厚木基地があることに加えて、1980（昭和55）年2月から1998（平成10）年まで、大和定住促進センターが南林間に設置されていたことから、ベトナム、ラオス、カンボジア出身の方が市内に多く暮らすようになりました。これらの難民の方々を、地域や学校で受け入れようと支援の手が差し伸べられ、地域レベルでの国際交流が盛んになりました。

このような中、本市は1992（平成4）年7月に設立された公益財団法人大和市国際化協会と連携し、外国につながる方への支援を行い、国籍や民族の違う人が、互いの文化の違いを認めあっても生きる「多文化共生社会」の実現を目指しています。

（1）外国につながる方の権利擁護の推進

外国につながる方は、次のような様々な困りごとを抱えています。

- ・日常生活：騒音、ゴミ出し等の地域社会のルールに伴うトラブル等
- ・住 ま い：住居や駐車場等の契約の難しさ等
- ・仕 事：労働条件の悪い職場での就労、賃金の未払い、職場での差別等
- ・医 療：自分の病状等を十分に伝えられない、医療費の心配等
- ・教 育：学習の遅れ、アイデンティティ^{※6}の確立の困難さ、進学問題、教育費の工面等
- ・そ の 他：災害時の支援、地域での孤立、相談相手の不在等

これらの困りごとを解決していくために、外国につながる方が行政や地域の自治活動において、積極的に意見を述べ、相談ができるような取組みが必要です。

【主な取組みの方向】

外国につながる方が差別を受けることなく、安全・安心な暮らしを確保するための総合的な人権保障に向けた取組みを推進します。

外国につながる方が気軽に意見を述べ、相談ができ、その困りごとなどを理解し、解決に取り組む地域づくりを推進します。また、多言語による総合相談体制の充実に努めます。

(2) 多様な文化を認め合う地域社会づくり

外国につながる方の中には、地域社会や職場、学校などで困難に直面している人もいます。こうした問題の根底には生活習慣や文化、宗教などの相違があり、そのことが外国につながる方への偏見や差別につながることもあります。異文化に触れ、多様な文化を認め合うことで、多文化共生が実現されます。

【主な取組みの方向】

地域、関係団体及び行政が連携して、国際交流や多文化共生、すべての人が互いに認め合う地域づくりを推進します。

次代を担う青少年を育成する観点から、豊かな国際感覚を持った人材を育成するための国際理解教育を推進します。

(3) 言語、情報に関する支援の充実

外国につながる方の生活上の困難において、言葉の問題は大きな要因と言えます。言葉が通じないため、地域との交流が疎遠になりやすく、不利益を被ることもあります。外国につながる方が日本語を学ぶことや多言語での情報発信も必要ですが、「やさしい日本語^{*7}」で話しかけ、情報発信していくことも必要です。

【主な取組みの方向】

日本語を学ぶ機会を拡大するとともに、多言語での情報提供に努めます。

刊行物や案内表示、行政からの通知等については、多言語による記載、ルビふり、やさしい日本語での表記等の配慮を行います。

(4) 外国につながる女性への保護と支援

コミュニケーション、生活習慣の相違、合法的な滞在を目的とした婚姻関係等に伴うトラブルから、外国につながる女性へのDV（ドメスティック・バイオレンス）^{*8}被害等が発生しています。また、妊娠・出産の可能性もあることから、男性に比べて就労機会が制限されることや、生活の中で不安や困難を経験することが考えられるため、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

【主な取組みの方向】

外国につながる女性のDV被害者等のための専門相談機関やNPO等との連携を図り、相談・保護・救済の体制を整備します。

(5) 外国につながる子どもの権利の保障【再掲】

本市には外国につながる子どもが多くいます。多様な人々がお互いに尊重して生活をするための環境整備が求められています。外国につながる子どもが自己を確立するために、ルーツの国の言語や文化を学ぶ機会も必要で、それを受け入れる体制が必要です。

【主な取組みの方向】

教育、就労、医療、福祉等で、外国につながる子どもへの配慮を行います。また、教育においては、外国につながる子どもの母語・母国の文化等を大切にしながら、日本語等を学べるような環境を整備します。

(6) 外国につながる高齢の方の権利の保障【再掲】

超高齢社会の到来に伴い、外国につながる方の高齢化も進んでいます。外国につながる高齢の方は、言葉が不自由であることで福祉などの情報が届きにくくなったり、就労が困難になったり、言葉や文化の壁に加え、高齢による不自由さも重なります。外国につながる高齢の方が安心して暮らせるよう、地域でのつながりを深め、必要な情報を伝える取組みが必要です。

【主な取組みの方向】

高齢の方へ向けた情報について、多言語ややさしい日本語での情報提供に努めます。また、外国につながる方や高齢の方の困りごとについて地域での理解を促し、相談・対応に努めます。

(7) 人道的な対応

オーバーステイ等により合法的に滞在していない外国につながる方は、法的には市民としての権利を受けることはできません。しかし、人権はすべての人に保障されるものです。生命等を守るための緊急的な措置については、人道的な対応が必要です。

【主な取組みの方向】

生命等を守るための緊急的な措置については、人道的に対応します。

【外国につながる方の人権課題】とくに たいせつなこと

- ・外国につながる方が行政や地域の活動において、積極的に意見を述べ、相談ができるような地域づくりをすること。
- ・生活習慣や文化、宗教などの違いを知り、すべての人が互いに認め合う地域づくりを推進すること。
- ・話す言語の異なる人と話すときは、やさしい日本語を使うなどして十分にコミュニケーションをとること。

※6 アイデンティティー

自己同一性と訳され、自分は何者であるか、自分はどうすべきかなどを自分で認識する実感のこと。外国につながる子どもの中には、日本で生まれ育ち、ルーツの国の言語や文化を知らずに、アイデンティティーが確立しにくいことがあります。

※7 やさしい日本語

普段話される日本語よりも簡単で、外国語を話す人もわかりやすい日本語のことです。たとえば、「今朝（けさ）」が分からなくても。「今日（きょう）の朝（あさ）」であると伝わる場合があります。

※8 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等の身近な立場のパートナーから受けるさまざまな暴力行為を指します。身体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）等も含めて考えられています。被害者は女性が多いですが、男性の被害者もいます。

だんじょきょうどうさんかく じんけんかだい

5 男女共同参画にかかるとん権課題

「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等の制定により、女性の人権保障や男女共同参画社会の実現に向けての法整備が進みました。大和市では、「男女共同参画プラン」を策定してさまざまな取組みを行っています。しかし、男女共同参画社会の実現に向けては、まだ道半ばという状況であり、「政治的及び公的分野における女性の参加を促進するための取組」、「女性に対する暴力に関する取組強化」等、多くの解決すべき課題が山積しています。

特に女性は、「慣習や制度による生き方の制限」、「就労の分野での不利益」、「親しい人からの暴力被害」といった苦境に陥りやすいと考えられます。こうした問題を解決し、すべての人がそれぞれの個性を生かし、能力を發揮することができる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

(1) 男女共同参画社会の推進

男女がともに家事や子育て、介護、地域活動などに積極的に参加することが必要です。しかし、政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低く、大きな課題となっています。多様な意思を政策・方針決定過程に反映するためにも、あらゆる場面において、女性の参画の拡大が必要です。審議会や就労分野等において、女性が参画する割合を拡大するためにポジティブ・アクション^{*9}が必要です。

男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に施策を推進していきます。

【主な取組みの方向】

男女共同参画における変化する社会情勢に対応できるよう調査・検討を行います。また、あらゆる場面において、地域と行政、NPO、民間事業者等が積極的に連携し、男女共同参画社会を推進します。

女性が役員等、意思決定の場に参画しやすい環境づくりへの支援を行い、関係機関と連携し意識啓発を推進します。

(2) 社会制度・慣行・意識の見直し

男女がともに責任を担う社会の構築を図るために、家族形態の変化やライフスタイルの多様化に伴い、男性が主に働くことを前提とした世帯単位の制度から個人単位の制度への見直しや、家庭、地域、学校、職場等様々な場における慣行の見直し、個人の意識の変化が必要です。

【主な取組みの方向】

家庭・地域・学校・職場等のあらゆる場面において性別役割分担意識を見直し、教育機関・行政・企業・関係団体等が連携し、啓発を進めます。

(3) 性別にとらわれない教育の推進

次代を担う子どもたちが、個性と能力を発揮できるように育っていくことが大切であり、子どもころから男女共同参画の考え方や将来を見通した自己形成ができるよう取り組みます。家庭、地域、学校、職場等が相互に連携し、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、自分の人生を主体的に考えることができるための教育が必要です。

【主な取組みの方向】

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、自分の人生を主体的に考えることができるように、個性や能力を生かす職業観や生活観を育む教育を推進します。また、からだと性について男女が互いに尊重し、責任ある行動が取れるよう学校や地域における健康教育と多様な相談体制を充実させます。

(4) 仕事と家庭を両立するための環境整備

仕事と生活の調和が大切であるとする考え方が広まる一方で、男性は長時間労働に従事し、共働き世帯であっても、女性が家事の多くを担っている状況にあります。男女ともに仕事と家庭の両立ができるよう、事業主と労働者への働きかけとそれをサポートする取組みが必要です。

【主な取組みの方向】

職場において、性別にとらわれず個人の意思や能力に応じて人材の配置・職務の分担が行われ、働く人が多様な働き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランス^{※10}の考え方やダイバーシティ^{※11}の啓発、経営上のメリット・必要性、具体的な取組み方法についての情報や学ぶ機会を提供し、雇用する側と働く側の意識啓発に努めます。

(5) 男女ともに働き続けるための環境整備

働きながら出産や子育てができる制度の整備や、男性が子育てや介護等、家庭での役割を積極的に担える環境整備や互いに支え合えるネットワークづくりが必要です。男女がともに安心して働き続けることができるよう、子育てや介護などの相談がしやすい環境整備が必要です。また、人格や尊厳を侵害する、職場におけるモラルハラスメントやパワーハラスメントの根絶に向け、引き続き取り組むことが必要です。

【主な取組みの方向】

男女が安心して育児休暇・介護休暇を取得できるよう、職場環境の整備を図るとともに雇用する側と働く側への啓発に努めます。

働く男女の多様なニーズに対応できるよう保育施設等の充実に努めます。また、子育て総合窓口の役割を担う施設の充実に図るとともに、保育所等の機能を活用して相談や情報の提供に努め、地域社会における子育て支援を行います。

(6) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DV（ドメスティック・バイオレンス）や性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）、マタニティ・ハラスメント^{*12}等の女性に対する暴力は、現代社会が抱える大きな問題です。その社会問題の根絶のため、DV等の女性に対する暴力についての認識を広め、被害者の立場を考慮したきめ細かい支援の充実に努めます。また、男性に対する暴力に対しても同様に対応していく必要があります。

【主な取組みの方向】

女性に対するあらゆる暴力の根絶のため、情報収集・提供に努めます。

DV被害者の安全確保並びに秘密保持を最優先するとともに、県や一時保護施設及び警察と連携し、迅速に保護します。

セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止のため、雇用する側と働く側への啓発・周知に努めます。

(7) 外国につながる女性への保護と支援【再掲】

コミュニケーション、生活習慣の相違、合法的な滞在を目的とした婚姻関係等に伴うトラブルから、外国につながる女性へのDV（ドメスティック・バイオレンス）被害等が発生しています。また、妊娠・出産の可能性もあることから、男性に比べて就労機会が制限されることや、生活の中で不安や困難を経験することが考えられるため、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

【主な取組みの方向】

外国につながる女性のDV被害者等のための専門相談機関やNPO等との連携を図り、相談・保護・救済の体制を整備します。

(8) 性の尊重と生涯を通じた健康支援

すべての人の人権を尊重するためには、人間の尊厳にかかわる性の尊重が必要です。また、誰もが、主体的に行動し、生涯を通じて自立した生活を送るためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、その健康状態に応じて適切に健康管理を行うことができるよう、健康教育、普及啓発、検診体制が必要です。特に、女性は、妊娠や出産をする可能性があるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面します。そこで、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の人生の各段階を健康的に過ごすための取り組みが必要です。

【主な取組みの方向】

人間尊重、男女平等の精神に基づき、性を人権としてとらえる意識づくりに努め、学校や地域において性に関する学習の機会の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※13}の理念に関する知識や、性的マイノリティ^{※14}に関する正しい理解の普及に努めます。また、乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた日常生活の健康管理や生活習慣病予防のための知識普及と啓発に努めます。

【男女共同参画にかかるとんけん課題】 とくに たいせつなこと

- ・あらゆる場面において、
すべての人が性別にとらわれずに活躍できる社会にすること。
- ・性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、
自分の人生を主体的に考えることができる社会にすること。
- ・性は多様であると考え、
すべての人が「自分らしく」生きることのできる社会にすること。

※9 ポジティブ・アクション

「積極的改善措置」のこと。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定など。

※10 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。多様な働き方が確保されることによって、個人のライフスタイルやライフサイクルに合わせた働き方の選択が可能となり、性や年齢にかかわらず仕事と生活との調和を図ることができるようになる。男性も育児・介護・家事や地域活動、さらには自己啓発のための時間を確保できるようになり、女性については、仕事と結婚・出産・育児との両立が可能になる。

※11 ダイバーシティ

もともとは「多様性」の意。人種、性別、年齢、個性、価値観、健康状態等、あらゆる多様性を積極的に受け入れることで、優秀な人材を幅広く確保し、ビジネスの成長につなげようとする考え方。

※12 マタニティ・ハラスメント

妊娠、出産や育児休業などを理由とした解雇や減給、降格、退職の強要などの労働者にとって不利益な取扱いのことで、法律で禁止されています。

※13 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

女性の人権の重要な一つとして認識される、性と生殖に関する健康と権利。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

※14 性的マイノリティ

セクシャルマイノリティやLGBTとも呼ばれ、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に診断された性とは違う性を生きる人）などといった人々を表した言葉です。

6 同 和 問 題

大和市では、同和問題に対する偏見や差別をなくすために、正しい理解と認識を深め、人権意識の向上を図る啓発活動を行っています。教育委員会においては、「かながわ人権施策推進指針」に基づき、学校教育や社会教育において、人権教育を推進しています。

(1) 同和問題の正しい理解の普及

同和問題が日本の歴史的な経緯によって作られた差別であることを理解し、いわれなき差別の実情と課題について、すべての人が理解をするための取組みが必要です。同和問題についての歴史的な偏見に加え、近年はインターネット等で様々な情報が飛び交います。誤った情報による偏見や差別が起きないように、正しい知識、理解に基づいた、人権教育・人権啓発が必要です。

【主な取組みの方向】

同和問題を正しく理解する取組みを推進します。

地域、学校教育(児童・生徒、教職員)、行政職員、企業等、あらゆる場で人権教育や人権啓発を推進します。

(2) 「えせ同和行為」への対応

「えせ同和行為」とは、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指します。「えせ同和行為」は、同和問題によって差別的な地位に置かれてきた人々に対する誤った意識を植えつける大きな原因であり、このような「えせ同和行為」に対し、毅然と対応し、その排除の推進をすることが必要です。

【主な取組みの方向】

「えせ同和行為」に対して毅然と対応する体制を整え、企業等にも同様の対応をするよう働きかけます。

(3) 人権相談機関の充実

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対応する総合的な相談機関が求められています。同和問題が他の人権問題ともあいまって、複合的な差別問題となっている点についても、十分な対策が図られることが重要です。

【主な取組みの方向】

関係機関と連携し、総合的な人権相談に対応できる体制を充実させます。

7 貧困等にかかる人権課題

先進国の貧困は見えにくい問題です。しかし、地域社会における人間関係の希薄化、家族形態や雇用・就業構造の変化などの中で、生活上の困難に陥る人たちは増加しています。

大和市では、2015（平成27）年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者の自立相談支援窓口を設置し、支援の拡充、庁内体制の強化を行っており、また、2014（平成26）年8月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの貧困に対する具体的な対策も進めています。

（1）生活困窮者への総合的な支援

社会情勢の影響を受けやすい非正規労働者や社会から孤立した引きこもり、地域コミュニティから孤立している外国につながる方等、生活上の困難に直面している人々への支援に取組み、安心して暮らせる地域社会づくりが必要です。

【主な取組みの方向】

生活困窮者の自立相談支援充実のために、庁内の連携体制を強化するとともに、民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会、社会福祉法人などの地域の団体等との連携を深めて早期の支援に努めます。

（2）子どもの貧困対策【再掲】

子どもたちの未来や可能性は子ども自身の責任によるものではないことから、生まれ育った環境等によって損なわれてしまうようなことは、決してあってはなりません。すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、総合的な子どもの貧困対策が求められています。

【主な取組みの方向】

子どもの貧困対策に関する支援の拡充、庁内体制の強化を行います。

（3）ホームレスの人権擁護

ホームレスに対する犯罪や差別等が生じています。ホームレスに対する正しい理解を広め、差別等が行われないようにすることが必要です。

【主な取組みの方向】

ホームレス自立支援のために、ホームレスの実情の把握に努めます。また、ホームレスの自立支援に向けた取組みを充実させるために、県をはじめ、NPO等の民間団体との連携を図り、雇用、住宅、福祉、医療等を総合的に支援します。

8 保健・医療にかかる人権課題

HIV感染者やエイズ発症者、ハンセン病元患者、難病患者、感染症患者のほか、保健・医療サービスを受けるすべての人々に対する偏見や差別など、権利侵害をなくすることが重要です。

(1) 感染症などについての正しい知識・理解の普及

エイズウィルス（HIV）やハンセン病等の感染症に対する誤った知識による偏見や差別があります。患者やその家族等が偏見や差別で苦しむことのないよう、正しい知識と理解の普及が必要です。

【主な取組みの方向】

疾病についての正しい知識・理解を普及させます。特にハンセン病患者については、歴史的な経緯を理解し、その反省に立った人権施策を促します。

(2) 保健・医療サービス等の充実

HIV感染者やエイズ発症者、ハンセン病患者、難病患者等への保健・福祉・医療等のサービスの充実、検査・相談体制の拡充が必要です。

【主な取組みの方向】

HIV感染者やエイズ発症者、ハンセン病患者、難病患者等への保健・福祉・医療等のサービスについて積極的に周知をします。また、保健・福祉・医療等のサービスの充実について、特にHIV・エイズ等については、検査・相談体制をさらに拡充するよう関係機関へ働きかけます。

(3) 保健・医療における人権擁護

患者の権利を尊重した保健・医療サービスが提供されるための様々な取組み（インフォームド・コンセント^{※15}、セカンド・オピニオン^{※16}、保健・医療分野における苦情・紛争解決機関等）が必要です。

【主な取組みの方向】

患者の権利を尊重した保健・医療サービスが提供されるための様々な取組みを促します。また、保健・医療サービスに携わる人々へ、患者の人権向上に向けた取組みも併せて促します。

※15 インフォームド・コンセント

患者が医療行為等を受ける場において、治療や実験等の内容についてよく説明を受け理解した上でそれに同意することです。

※16 セカンド・オピニオン

患者が医療行為等を受けるときに、主治医以外の他の医師に専門家としての意見を求めることです。両者はいずれも、患者の自己決定を支援する取組みと言えます。

10 性的マイノリティの人権課題

性的マイノリティとは、「セクシュアルマイノリティ」や「LGBT」とも呼ばれ、レズビアン（女性の同性愛者）やゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時診断された性とは違ちがう性を生きる人）、あるいは、性同一性障がいのある人などを総称してこのように表現しています。

これらの性的マイノリティの人々の中には、からだの性とところの性との食い違いに悩んだり、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、偏見や差別に苦しんでいる人がいます。

（1）多様な性が認められた暮らしやすい環境づくり

性は、男と女の二つに分けられるものでなく、多様なものです。しかし、現在の社会はすべての人が男と女どちらかの性に分けられ、「男らしさ」「女らしさ」といった固定概念を押し付けられたり、性的指向を隠さなくては生きられなかったりします。すべての人が、ありのままの自分の性で生きられる、暮らしやすい環境づくりが必要です。

【主な取組みの方向】

様々な違いも個性と考え、認め合うことの必要性を積極的に発信し、性的マイノリティへの理解を促進するための人権意識の啓発に努めます。また、性的マイノリティであることによって受けられないサービス等がないよう、取組みの見直しを行います。

（2）性の尊重と生涯を通じた健康支援【再掲】

すべての人の人権を尊重するためには、人間の尊厳にかかわる性の尊重が必要です。また、誰もが、主体的に行動し、生涯を通じて自立した生活を送るためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、その健康状態に応じた適切に健康管理を行うことができるよう、健康教育、普及啓発、検診体制が必要です。特に、女性は、妊娠や出産をする可能性があるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面します。そこで、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の人生の各段階を健康的に過ごすための取組みが必要です。

【主な取組みの方向】

人間尊重、男女平等の精神に基づき、性を人権としてとらえる意識づくりに努め、学校や地域において性に関する学習の機会の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念に関する知識や、性的マイノリティに関する正しい理解の普及に努めます。また、乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた日常生活の健康管理や生活習慣病予防のための知識普及と啓発に努めます。

11 じさつ 自殺をめぐる人権課題 じんけんかだい

国全体の自殺者数は、1998（平成10）年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、2012（平成24）年に15年ぶりに3万人を下回り、2014（平成26）年は2万5,427人と3年連続で3万人を下回りました。しかし、2万5千人という人数は、交通事故による死亡者数の約6倍にあたります。

本市においても、残念なことに毎年約30～40人近い方が大切ないのちを自ら絶たれている状況にあります。健康都市をめざす本市では、この事態を大きな問題として捉え、庁内関係課が横断的な連携を図りながら、相談支援や啓発活動などに取り組み、自殺で亡くなられる方が減少することを目指し取り組んでいます。

（1）自殺対策事業の推進

自殺は、さまざまな要因が複雑に絡み合って生じる、いわゆる「追い込まれた末の死」であること、また、自殺に気持ちが傾いている人はなんらかのサインを発していることが多いことから、自殺対策を推進するためには、様々な分野の関係機関が連携して取り組むことが重要です。

【主な取り組みの方向】

大和市自殺対策庁内連絡会を設置するとともに、保健師等で構成する自殺対策相談支援コーディネートチームの連携により、自殺対策に取り組めます。

大和市民自殺防止相談電話の設置をはじめ、こころの体温計や講演会等の様々な啓発活動とともに、自殺に傾く人のサインに気づき、つなぎ、見守る、「こころサポーター」の養成を行います。また、自殺で亡くなられた方の遺族への支援を県との連携により行います。

12 じんけんかだい さまざまな人権課題

● はんざい じんけんかだい 犯罪にかかると人権課題

ある日突然、犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者やその家族は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負うといった、犯罪等による直接的な被害だけでなく、マスメディアによる行き過ぎた取材や報道、プライバシーの侵害などにより、人権が侵されることがあり、二次的な被害にも苦しんでいます。また、犯罪捜査や裁判の過程での精神的な苦痛もあると言われます。このような犯罪被害者の人権侵害を防ぐための方策を用意することが必要です。

また、刑を終えて出所した人やその家族に対する就職差別や、住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい現状があります。刑を終えて出所した人たちが、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域の理解と協力が必要です。

(1) 犯罪被害者やその家族の相談・支援体制の充実

【主な取組みの方向】

犯罪被害者等の相談・支援体制を充実させ、必要な際には、NPO等の関係団体につなげます。

(2) 刑を終えて出所した人やその家族の人権への配慮

【主な取組みの方向】

更生者の社会復帰に際して、就職や地域生活等で人権侵害が発生しないよう十分な配慮を促します。

●災害発生時の人権課題

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、多くの方々が避難生活を強いられ、様々な事情を持つ被害者への支援や配慮など、災害発生時の人権に係る課題が改めて認識されることになりました。

本市は、地域防災計画を策定し、地震や風水害等の災害対策に関し、市及び関係機関が対応すべき業務について、総合的な指針を定めています。

この中で、高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児及び外国人等は、災害時には迅速、的確な行動がとりにくくなると想定されることから、要配慮者として、特段の対策を取ることが求められています。

また、プライバシーの確保や、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点にも十分配慮するよう努めます。

（1）避難行動要支援者名簿の作成・活用

【主な取組みの方向】

避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するうえで必要な措置を実施するために、避難行動要支援者名簿を作成し、更新、取扱い等についてルールを定め、個人情報の保護、保管に十分注意を図ります。災害時には避難行動要支援者名簿等を活用して、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、避難に関する情報の伝達を行います。

（2）要配慮者、避難行動要支援者支援体制の整備

【主な取組みの方向】

要配慮者の生活の確保及び治療体制の確保等、県保健福祉事務所等と調整を行い、災害時における支援体制の整備に努めます。

防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、市ホームページ、FMやまと、PSメール、ファクシミリ、手話通訳、外国語通訳など、避難行動要支援者に合わせた伝達手段の確保に努めます。また、人工透析者や分娩を必要とする者、難病患者などへの医療情報を提供します。

(3) 外国につながる方に対する防災対策

【主な取組みの方向】

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国につながる方に対しては、災害時の混乱下においても安心して行動できるよう、公益財団法人大和市国際化協会と連携し、外国につながる方を含めた「災害多言語支援センター」の設置や運営訓練等を行い、日ごろから災害に備えます。

外国につながる方に配慮したリーフレット等の作成や、広域避難場所等の災害に関する表示板の多言語化等、多言語及びやさしい日本語による情報提供の充実に努めます。

(4) 要配慮者等に配慮した避難所の利用・生活支援

【主な取組みの方向】

被災者が生活する避難所の運営にあたっては、集団生活に配慮の必要な高齢の方や障がいのある方等が安心して生活できるよう体制整備に努めます。

避難生活施設での集団生活が困難な方については、個々の状況に応じて特定指定避難所や協定を締結している特別養護老人ホーム、障がい者支援施設などの利用ができるように努めます。また、自力での移動が困難な方には、関係機関の協力を得ながら、特定指定避難所などへの移送を行います。

(5) 性別に配慮した避難所運営

【主な取組みの方向】

性別に配慮した避難所運営を行うため、被災時の性別によるニーズの違い等にも十分配慮します。女性や乳幼児に配慮した、授乳室、男女別更衣室、物干し場などの設置に努め、また性犯罪や配偶者暴力等を防ぐため、女性相談窓口を設け、女性相談員の配置や巡回を実施します。

らちもんだい

●拉致問題

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権の侵害であるとともに重大な人権侵害です。地域で暮らす在日韓国・朝鮮人の方々の人権にも配慮をしながら、拉致問題の一日も早い解決に向けて啓発活動などを行います。

(1) 拉致問題についての啓発の推進

【主な取組みの方向】

拉致問題への、関心、理解を深めてもらうため、国、県、市町村、関係団体とも連携しながら啓発活動などを推進します。

へいとすぴーち

●ヘイトスピーチ

本市には、多くの外国につながる方が生活しており、生活習慣や文化、宗教の相違がある場合も多く、こうしたことが外国につながる方への偏見や差別につながることもあります。

このような中、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな社会問題となっています。一人ひとりの人権を脅かすようなことが起こる背景として、経済のグローバル化、社会経済システムの大きな変化、地域社会における人間関係の希薄化といった要因があるとも言われています。

すべての人が自他の人権を尊重し、ともに生き、支え合う「わがまち大和」の実現を目指す上で、人権が侵害されるようなヘイトスピーチはあってはなりません。

(1) ヘイトスピーチに関する啓発の推進

【主な取組みの方向】

一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人等を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチはあってはならないものであるという啓発活動などを推進します。

IV すべての人^{ひと}の人権^{じんけん}を保障^{ほしょう}するために

すべての人の人権を保障するために じんけん を まもるために

前章では、取り組むべき人権課題を分野別に整理しました。

しかし、社会状況は日々変化し、複雑化した人権課題や対応の難しい問題等、従来までの枠組みや取り組みでは対応できないものが現れる可能性があります。

そこで、本章では分野別の整理ではなく、市全体としての「取り組みの基本的視点」と「人権保障推進に向けた取り組み」について、整理します。

1. 取り組みの基本的視点

取り組みの基本的視点とは、複雑化した人権課題や対応の難しい問題に取り組む際に、留意すべき視点です。

○緊急性

その人権課題は、生命・財産の安全の確保のため、猶予なく緊急に取り組むべき課題ではないか。

○複合性

その人権課題は、人権課題が複合的に発生している状況ではないか。また、その課題の解決にあたり、単一の部局では対応できず、多部局関わる課題となっている場合やNPO、民間事業者等との協働が求められるものではないか。

○地域社会との関係

その人権課題は、地域社会の中でどう位置づけられているか。地域社会における孤立、摩擦、社会的排除等、人権課題は地域社会での課題の捉えられ方等について、留意する必要があります。

2. 人権保障推進に向けた取り組み

(1) 市の役割と取り組み

人権保障を推進するために市の役割は重要であり、積極的な取り組みを行う必要があります。市の様々な施策の計画、方針やサービスの提供においては、すべての人の人権に配慮し、人権が保障されているか常に留意して施策の見直しを図ります。

大和市人権施策推進会議を設置し、「人権施策推進確認シート」を用いて、庁内各課の施策が人権指針の方向性と相反するものでないかどうかの検証を行い、人権施策を推進します。

(2) 人権啓発の推進

市の職員一人一人が人権感覚を身に着け、指針の基本理念に基づいて職務を行うよう、毎年新採用研修の中で人権研修を実施します。

また、人権に関する啓発として講演会やパネル展等を積極的に行い、大和に集うすべての人の人権意識の向上を図ります。

(3) 人権教育の推進

学校教育、生涯教育等の様々な教育の場面において、人権に関する積極的な取り組みが求められています。人権教育では、単に人権の歴史や内容等を知ることのみならず、それぞれの立場に応じた社会的責任を果たしつつ、自らの権利を行使することができる人の育成を目指します。

(4) 人権保障に向けたシステムの構築

すべての人の人権を保障していくため、人権相談窓口を設けるのみならず、相談・調査・救済等を行う総合的なシステムの構築が求められています。人権課題は複合的に発生しており、解決には単一の行政部局のみでは困難な場合もあります。部局を超えた横断的な取り組みや人権擁護委員会との連携を更に推進するほか、NPO、民間事業者等との協働によって対応を図ります。

(5) 互いに支えあう地域社会の実現

人権の保障は、行政だけが行うものではありません。何より、権利の主体である大和市に集うすべての人の主体的な活動なくしては、真の人権の保障はありません。人権が保障され、安心して暮らすことのできるまちづくりには、行政、地域、個人、NPO、民間事業者等による主体的な活動と支えあいが必要不可欠です。

大和市に集うすべての人が、自らの人権の保障に向けて積極的な努力を重ね、支えあうことにより地域社会の「つながり」の構築を図ります。

資料

大和市人権指針改定検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市人権指針（以下「指針」という。）の改定について検討を行うため、大和市人権指針改定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、指針の改定について必要な事項を調査検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(委員)

第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる区分のうちから市長が指名する9人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の代表
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から指針の改定が完了する日までの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を掌理し、検討委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議において、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）第7条各号の規定に該当するおそれがあると認める情報に関して調査検討するときは、その会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とす

る。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、国際・男女共同参画課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、委員の任期が満了した日限り、その効力を失う。

＜大和市人権指針改定検討委員会 委員名簿＞

(敬称略、50音順)

1	委員	えんどう けいこ 遠藤 恵子	＜公募による市民＞
2	〃	おちあい よしひろ 落合 嘉弘	＜学識経験者＞ フリースペースおっち一塾塾長 元神奈川県立高等学校教諭
3	会長	かがみ きぬこ 鏡 絹子	＜関係機関の代表＞ 大和市人権擁護委員会会長
4	委員	こやた みちお 古谷田 紀夫	＜関係機関の代表＞ 社会福祉法人プレマ会みなみ風施設長
5	〃	さとう しょういち 佐藤 正一	＜公募による市民＞
6	〃	さとう みちたか 佐藤 倫孝	＜関係機関の代表＞ 大和市障害者自立支援センター長
7	〃	どい るりこ 土井 瑠璃子	＜関係機関の代表＞ 大和市男女共同参画懇話会座長
8	〃	ひぐち いくこ 樋口 郁子	＜公募による市民＞
9	副会長	わたなべ かつゆき 渡辺 勝之	＜学識経験者＞ 聖セシリア女子短期大学学長 (公財) 大和市国際化協会評議員

<大和市人権指針改定検討委員会の開催経過>

	開催日	議 題 等
第 1 回	2015 年 (平成 27 年) 6 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長、副会長の選出 ・ 人権指針改定スケジュール説明等 ・ 現行の人権指針、市の施策等について事務局が説明 ・ 人権指針改定概要、骨子案の提示
第 2 回	7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大和市人権指針についての意見交換 「子どもの人権」「高齢の方の人権」 「障がいのある方の人権」
第 3 回	8 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大和市人権指針についての意見交換 「外国につながる方の人権」 「男女共同参画に関わる人権」「同和問題」
第 4 回	10 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな課題についての講義と意見交換 (1) テーマ:「ヘイトスピーチについて」
第 5 回	11 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな課題についての講義と意見交換 (2) テーマ:「生活困窮者等について」
第 6 回	12 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権指針改定版 (案) の検討、まとめ
パブリック コメント	2016 年 (平成 28 年) 3 月 1 日～ 3 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報やまと 3 月 1 日号
第 7 回	4 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントを受けて再検討 ・ 人権指針改定版のまとめ

＜大和市人権施策推進会議設置要領＞

（目 的）

第1条 市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、大和市人権政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人権施策に係る基本的な方針の策定・推進に関すること。
- (2) 人権施策の企画・調整に関すること。
- (3) その他、人権施策に関すること。

（構 成）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、文化スポーツ部長とする。
- 3 副会長は、健康福祉部健康福祉総務課長とする。
- 4 委員は、別表1に掲げる職の者を充てる。

（会 議）

第4条 推進会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、意見を求めることができる。

（庶 務）

第5条 推進会議の庶務は、文化スポーツ部国際・男女共同参画課が行う。

（そ の 他）

第6条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領の制定に伴い「大和市人権施策推進会議設置要綱」は廃止する。

この要領は、平成18年7月27日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

別表 1

1	広報広聴課長	(広報事業を所管)
2	総合政策課長	(企画・総合計画を所管)
3	人財課長	(職員研修を所管)
4	高齢福祉課長	(高齢者福祉・介護福祉を所管)
5	障がい福祉課長	(障がい福祉を所管)
6	こども総務課長	(児童福祉を所管)
7	こども・青少年課長	(青少年育成を所管)
8	国際・男女共同参画課長	(人権問題・国際化・男女共同参画を所管)
9	生涯学習センター館長	(同和問題・人権問題を所管)
10	教育委員会 指導室長	(同和問題・人権教育を所管)
11	教育委員会 青少年相談室長	(青少年育成を所管)

◎ 秘書総務課課長

オブザーバー参加

やまとしじんけんししん かいていばん
大和市人権指針 (改定版)

へんしゅう はっこう やまとしぶんかすぼ ー つぶこくさい だんじょきょうどうさんかくか
編集・発行 大和市文化スポーツ部国際・男女共同参画課

やまとしもつるまいっちょうめ1ばん1ごう
〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号

TEL 046-260-5175 <http://www.city.yamato.lg.jp>